

令和 8 年 8 月

「お知らせ」と「訂正」

「消費税 Q&A 大全」(2026 年 7 月刊行)に記載してある Q&A 中に、旧法の取扱いと令和 8 年 9 月 30 日をもって適用できなくなるものがありましたのでお知らせします。

「Q6-76 (678 頁) の Q の一部 (下記赤字部分) を削除」し、令和 8 年 10 月 1 日以降は「Q6-77 (679 頁) をすべて削除」してご活用ください。

Q6-76 サテライトショップの取扱い

国際空港において、出国手続を済ませた後にいわゆる「サテライトショップ」で購入する酒やタバコなどについては、国内で購入する場合に比べて格段に値段が安くなっています。こうした店で販売する物品については、消費税だけでなく、酒税やたばこ税なども免税になるのでしょうか。

また、輸出物品販売場における免税規定は、酒やタバコなどの消耗品や居住者に販売する物品は免税の対象にはならないとのことですが、「サテライトショップ」で販売する物品は、国内にある輸出物品販売場とは課税上の取扱いが異なるものと理解してよいのでしょうか。

Q1-152 230 頁 表の下 3 行目

(誤) 令和 8 年 10 月 1 日～令和 11 年 9 月 30 日

(正) 令和 8 年 10 月 1 日～令和 10 年 9 月 30 日

Q6-48 A の 1 行目～2 行目

(誤) …、法律で義務付けられているものです。

(正) …、マンション全体に対して行われるものです。

以上